

(京都市社会福祉審議会資料)

平成28年10月31日

保 健 福 祉 局

子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設等に係る検討状況について ～市民ぐるみで「はぐくみ文化」の創造・発信～

本市では、子どもや青少年等に関する施策を融合し、妊娠、出産、児童、青少年から若者に至るまで、子育て支援施策を一元化し、少子化対策、子どもや子育てに関する支援・対策を総合的かつ積極的に推進していくため、平成29年度当初における子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設に向け、検討を進めています。

併せて、各区役所・支所においても、市民に分かりやすく、利便性の高い、子どもの総合的かつ専門的な窓口を設置するとともに、障害・高齢をはじめ、分野ごとの市民に分かりやすい窓口へ再編することを、検討しています。

この度、子ども若者はぐくみ局（仮称）及び区役所・支所の窓口に係る現時点の検討状況についてまとめましたので、御報告します。

1 子ども若者はぐくみ局（仮称）について（別紙1参照）

（1）子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設

ア 子育て支援都市・京都の推進に向けたこれまでの取組

○ 市民ぐるみ、地域ぐるみで子どもをはぐくむまちづくりの推進

本市では、平成19年2月に「子どもを共に育む京都市民憲章（京都はぐくみ憲章）」を、さらには、平成23年2月市会において「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し、子どもを市民ぐるみ、地域ぐるみで育むまちづくりに取り組んできました。

○ 子どもや青少年の「生きる力」「生き合う力」の育成

一人ひとりの子どもや青少年が、社会経済構造が大きく変わる中であっても、たくましく生き抜いていくことができるよう、地域や家庭と連携し、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」の育成、さらには、他者を理解・尊重し、思いやり、助け合うことができる、他者と共に「生き合う力」を身に着けることを目指して、取組を進めてきました。

イ 子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設 ～市民ぐるみで「はぐくみ文化」の創造・発信～

こうした地域社会を基盤とする、本市ならではの子育てと人づくりの伝統を活かすとともに、子どもの成長段階に応じた切れ目のないきめ細かな取組をより効果的かつ強力に推進するため、これまで各局等が連携を図りながら実施してきた子どもや青少年に係る施策を融合し、総合的に担う「子ども若者はぐくみ局」（仮称）を創設することとします。

また、子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設を契機として、子育てへの負担感・孤独感等に対し、「子どもたちの未来のために何か手助けしたい」「子育て支援に皆で参画し、子育てを地域で支え合おう」という機運が市全体に広がっていくよう、子どもを笑顔で温かく見守り大切に育む「はぐくみ文化」を市民ぐるみで創造し、発信していきます。

(2) 所管業務の考え方

ア 子ども若者はぐくみ局（仮称）が所管する業務

子どもと子どもの家庭への支援に関すること、子どもの成長に資すること、青少年及び若者施策等、原則として子どもや家庭、青少年等に係る全ての支援施策とします。

イ 子ども若者はぐくみ局（仮称）への移管等について、更なる検討を行っていく業務

アに該当する一方で、引き続き施策の充実を図るために同一の法体系・施策体系の下で実施、運営することが求められる業務等については、子ども若者はぐくみ局（仮称）への移管について引き続き調整するとともに、移管しない場合においても、子ども若者はぐくみ局（仮称）の所管業務と一体的に施策展開できるような連携の仕組みや方策について、更なる検討を行っていきます。

2 区役所・支所の窓口について（別紙2参照）

区役所・支所の窓口については、以下の5つの考え方（コンセプト）に基づき再編を行い、市民の皆様にとって分かりやすい窓口にするとともに、質の高いサービスを提供します。

《基本の考え方（コンセプト）》

- ① 子どもに関する業務を総合的かつ専門的に所管する「子どもはぐくみ」の窓口（子どもはぐくみ室（仮称））を設置し、市民の皆様からの子どもに関する相談に対して、ワンストップで一元的に対応できるようにする。
- ② 「子どもはぐくみ」の窓口では、適切にワンストップサービスを提供できる職員（子育て支援コンシェルジュ機能を担える職員）を育成するとともに、レイアウトや案内表示等を工夫し、市民の皆様にも再編を実感いただけるようにする。
〔なお、各区役所・支所における窓口設置に先駆けて、現行の組織、制度の枠内で市民サービスの向上に寄与する取組に早期に着手するため、区役所・支所窓口とは別に、子育て支援施策を幅広く案内する総合電話窓口「はぐくみコール」を、本年10月に設置。〕
- ③ 子どもはぐくみ室（仮称）の設置に伴い、障害保健福祉、健康長寿推進、生活福祉（生活保護等）、保険年金、医療衛生相談の6つの窓口を設置するとともに、福祉事務所と保健センターの垣根を取りはずして保健福祉センター（仮称）を創設し、市民に分かりやすく、質の高いサービスを提供する。
- ④ 健康長寿推進課（仮称）については、「健康長寿のまち・京都」の実現と地域包括ケアの推進を図るため、地域コミュニティと協働して、地域の課題や制度の狭間等の複合する支援課題にも対応できるよう「健康長寿推進・地域支援担当」（仮称）を設置する。
- ⑤ 徹底した事業の点検見直しを行い、業務のスリム化・効率化を行うことで、保健師をはじめとした専門職の訪問活動の充実を図る等、地域支援の充実を一層進める。

3 今後の進め方

平成28年 9月～ 関係団体等説明

11月 事務分掌条例改正、整備予算確保

12月～ 準備作業（規定整備、レイアウト調整、システム改修等）

平成29年 4月 子ども若者はぐくみ局（仮称）設置、区役所・支所窓口組織改正

※ 区役所・支所の窓口のレイアウト変更については、ゴールデンウィーク明けに完了することを目指す。庁舎の状況によって、改修等に時間を要する区役所・支所もあることから、日々の市民サービスの提供に支障を来さないよう、慎重に進めていく。

子どもたちの今と未来をみんなではぐくむ子育て支援都市・京都の推進

これまでの取組

○ 市民ぐるみ、地域ぐるみで子どもをはぐくむまちづくりの推進

本市では、社会の宝である子どもを健やかで心豊かに育ていくため、大人として何をすべきかという市民の共通規範として、平成19年2月に「子どもを共に育む京都市民憲章（京都はぐくみ憲章）」を、さらには、平成23年2月市会において「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し、子どもを市民ぐるみ、地域ぐるみで育むまちづくりに取り組んできた。

○ 子どもや青少年の「生きる力」「生き合う力」の育成

一人ひとりの子どもや青少年が、社会経済構造が大きく変わる中にあっても、たくましく生き抜いていくことができるよう、地域や家庭と連携し、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」の育成、さらには、他者を理解・尊重し、思いやり、助け合うことができる、他者と共に「生き合う力」を身に着けることを目指して、取組を進めてきた。

京都はぐくみ憲章の理念の下、子育て支援都市・京都として、目指すまちの姿をさらに推進するために

子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設～市民ぐるみで「はぐくみ文化」の創造・発信～

地域社会を基盤とする、本市ならではの子育てと人づくりの伝統を活かすとともに、子どもの成長段階に応じた切れ目のないきめ細かな取組をより効果的かつ強力に推進するため、これまで各局等が実施してきた子どもや青少年に係る施策を融合し、総合的に担う「子ども若者はぐくみ局」（仮称）を創設する。

また、子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設を契機として、「子育てがしんどい」「もっと子連れで気軽に外出できれば」等といった子育てへの負担感・孤立感等に対し、「子どもたちの未来のために何か手助けしたい」「子育て支援に皆で参画し、子育てを地域で支え合おう」という機運が市民の間に広がっていくよう、子どもを笑顔で温かく見守り大切に育む「はぐくみ文化」を市民ぐるみで創造し、発信する。

子ども若者はぐくみ局（仮称）の構成（所管業務）について

▼子ども若者はぐくみ局（仮称）の所管業務の検討方法（考え方）

- ① 子ども若者はぐくみ局（仮称）で所管する業務は、子どもと子どもの家庭への支援に関すること、子どもの成長に資すること、青少年及び若者施策等、原則として、子どもや家庭、青少年等に係る全ての支援施策とする。
- ② ①に該当する一方で、引き続き施策の充実を図るために同一の法体系・施策体系の下で、実施、運営することが求められる業務等については、子ども若者はぐくみ局（仮称）への移管について引き続き調整するとともに、移管しない場合においても、子ども若者はぐくみ局（仮称）の所管業務と一体的に施策展開できるような連携の仕組みや方策について、更なる検討を行っていく（別添資料参照）。

【子ども若者はぐくみ局（仮称）が所管する業務】

現所属			業務		
保健福祉局	児童家庭課	子どもを共に育む京都市民憲章及び子ども・子育て支援法に関する事務（保育課の所管に属するものを除く。）に関すること	文化市民局	勤労福祉青少年課	ユースアクションプランに関すること
		児童福祉法に関する事務(保健福祉部，障害保健福祉推進室，保育課及び保健所の所管に属するものを除く。)及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること			青少年の市政参加推進制度に関すること
		児童福祉施設の整備，許可及び認可に関すること（保育課及び障害保健福祉推進室の所管に属するものを除く）			青少年育成団体への補助，後援等に関すること
		児童館，学童保育所及びひとり親家庭支援センターに関すること			青少年国際交流事業に関すること
		児童扶養手当に関すること			青少年の自立支援の強化に向けた条例に関すること
		児童手当に関すること			少年の非行防止と立ち直り支援
		子ども及び若者の育成に係る総合的な支援に関すること			
	保育課	保育所，幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の認可，整備，保育内容等の指導，改善及び研修に関すること			青少年活動推進協議会に関すること
		市営保育所の運営管理に関すること。			青少年活動センターに関すること
	児童福祉センター	児童福祉に関する調査・研究・統計・相談，一時保護			
			ユースサービス協会に関すること		
	保健福祉総務課	局の統括に関すること	教育委員会	生徒指導課	静原キャンプ場に関すること
		災害時における子どもの一時預かり等の協力に関する協定			ボーイスカウト，ガールスカウトに関する事務
		耐震診断・改修に関する業務（児童施設分）			京都市子ども会育成連絡協議会に関する事務
	監査適正給付推進課	社会福祉法による社会福祉法人（子ども若者はぐくみ局（仮称）の所管する事業のみを実施する法人に限る）及び児童福祉施設等の認可，指導及び監督に関すること		体育健康教育室	学童う歯対策事業（予算令達，名簿集約・伝達）
		指定管理者選定委員会に関すること（子ども若者はぐくみ局（仮称）の所管する施設に関することに限る）		生涯学習推進担当	成人式開催に関すること
		社会保障制度の適正な運営に関する調査，企画，連絡及び調整に関すること（子ども若者はぐくみ局（仮称）の所管に関することに限る）			はたちプロジェクト(成人式関連)に関すること
					親と子のこころの電話相談業務の運営に関すること
	地域福祉課	中学３年生学習支援プログラム		人づくり担当	人づくり21世紀委員会に関すること
		ひとり親家庭医療，子ども医療，高校進学・修学支援金，学童う歯		家庭地域教育支援担当	京都はぐくみ憲章の推進
	保健医療課	母子保健に関すること			家庭教育新聞「あしたのために」の作成
		福祉避難所に関すること（妊産婦避難所）			親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」
		子どもを対象とした医療に関すること（小児慢性特定疾病等）			「早寝早起き朝ごはん」啓発
	医務衛生課	桃陽病院に関すること		みやこ子ども土曜塾推進担当	みやこ子ども土曜塾運営
	桃陽病院	桃陽病院の運営		放課後まなび教室推進担当	放課後まなび教室の運営等
				こどもみらい館	こどもみらい館の管理・事業運営

子ども若者はぐくみ局(仮称)への移管や連携方策等について、更なる検討を行っていく業務

現所属	業務	検討内容
保健福祉局	障害児に関すること	障害児・障害者にかかわらず、子どもから大人まで切れ目のない一貫した支援を行い施策展開をするためには、局の所管が分かれることが望ましいと考えられる。一方で、障害のある児童にも障害のない児童にも同じ枠組みでサービスを提供すべきといった考え方や、障害を受容できない保護者への対応も考慮する必要があることなどから、引き続き所管の取扱いについて検討する。 また、区役所・支所の窓口についても、市民に分かりやすい分野別の窓口とする中で、レイアウト等も含め連携の仕組みを工夫することを検討する。
	生活保護に関すること	生活保護法に「保護は世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」と定められており、児童や青少年を切り離さずに世帯全体の自立を支援することが求められているため、保健福祉局で引き続き所管する方向とし、貧困家庭の子ども対策などの観点から引き続き連携方策を検討する。
	予防接種に関すること	予防接種は、子どもを対象にしているものが多い一方で、予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から実施しているものであり、全年代を対象とする予防接種も想定される。このため、引き続き所管の取扱いについて検討する。
	子どもに関する栄養の改善、歯科保健に関すること	全ての年代を見通した施策展開の中で、ライフステージに応じた個別の事業を検討・実施すべきものであり、業務の統括については、現行と同じ保健福祉局で一体的に取り組む方向とし、子どもの栄養改善や歯科保健対策の推進の観点から引き続き連携方策を検討する。
文化市民局	婚活事業に関すること	現行と同じく「真のワークライフバランス」施策の一環として実施するものであるから、文化市民局で引き続き所管する方向で検討する。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること（DV）	全ての年代を対象とした事業であり、国の考えと同様に「男女が社会の対等なパートナーとして活躍するため」という目的を果たす必要がある。一方で、児童虐待、学習支援等の子どもに関わる課題も重要なことから、引き続き所管の取扱いについて検討する。
	青年海外協力隊に関すること	事業の主な目的が国際的なボランティア育成の推進であるため、目的に沿った所管への移管を検討する。
産業観光局	雇用対策の推進に係る施策に関すること（京都市わかもの就職支援センター等）	中小企業支援等の産業政策と雇用対策が一体となった事業として取り組むことが効果的であるため、産業観光局で引き続き所管する方向で検討する。 また、区役所・支所の子ども窓口においても、情報提供ができるよう引き続き連携方策を検討する。
都市計画局	住宅政策の企画及び推進に関すること（市営住宅における子育て・若年層世帯向けリノベーション等）	市営住宅の管理や他の地域優良賃貸住宅等の施策と、一体的に行うことが効率的かつ効果的であり、都市計画局で引き続き所管する方向で検討する。 また、区役所・支所の子ども窓口においても、情報提供ができるよう引き続き連携方策を検討する。
	市営住宅、付属施設等の管理に関すること（ひとり親世帯及び子育て世帯の市営住宅優先入居）	ひとり親世帯及び子育て世帯の市営住宅優先入居については、募集する団地や住戸において、一般公募やDV被害者などの他の優先入居募集と一体的に行うことが効果的かつ効率的であるため、都市計画局で引き続き所管する方向で検討する。 また、区役所・支所の子ども窓口においても、優先入居に関する相談や申込受付等を行うことができるよう、引き続き連携方策を検討する。
教育委員会	学校教育及び学校教育に密接に関わること（幼稚園～高校、就学援助、PTA、スポーツ少年団等）	学校教育については、幼小中連携、また中高接続の観点から、私立学校・幼稚園も含めて、学校教育全体を教育委員会が一体的に所管し、京都の教育の一層の充実に繋げていくことが望ましいと考えられる。また、学校教育と密接な関係のもと進めてきた、就学援助、PTA等についても、教育委員会が一体的に所管することが望ましいと考えられる。 一方で、幼稚園やスポーツ少年団等については、子ども若者はぐくみ局（仮称）への移管によって一体的な施策展開も検討できると考えられることなどから、引き続き所管の取扱いについて検討する。

《基本の考え方（コンセプト）》

- ① 子どもに関する業務を総合的かつ専門的に所管する「子どもはぐくみ」の窓口（子どもはぐくみ室）を設置し、市民からの子どもに関する相談に対して、ワンストップで一元的に対応できるようにする。
- ② 「子どもはぐくみ」の窓口では、適切にワンストップサービスを提供できる職員（子育て支援コンシェルジュ機能を担える職員）を育成するとともに、レイアウトや案内表示等を工夫し、市民の皆様にも再編を実感いただけるようにする。
〔なお、各区役所・支所における窓口設置に先駆けて、現行の組織、制度の枠内で市民サービスの向上に寄与する取組に早期に着手するため、区役所・支所窓口とは別に、電話による対応の拠点としての窓口を設置する（28年10月予定）。〕
- ③ 子どもはぐくみ室の設置に伴い、障害保健福祉、健康長寿推進、生活福祉（生活保護等）、保険年金、医療衛生相談の6つの窓口を設置するとともに、福祉事務所と保健センターの垣根を取りはずして保健福祉センターを創設し、市民に分かりやすく、質の高いサービスを提供できるようにする。
- ④ 健康長寿推進課については、「健康長寿のまち・京都」の実現と地域包括ケアの推進を図るため、地域コミュニティと協働して、地域の課題や制度の狭間等の複合する支援課題にも対応できるよう「健康長寿推進・地域支援担当」を設置する。
- ⑤ 徹底した事業の点検見直しを行い、業務のスリム化・効率化を行うことで、保健師をはじめとした専門職の訪問活動の充実を図る等、地域支援の充実を一層進める。

組織体制（全体）

- 区役所・支所の窓口を、子どもはぐくみ室をはじめとする6つの部局（窓口）に再編する。
- 部長級2名を配置し、うち1名は子どもはぐくみ室と障害保健福祉課を所管する部長とする。医師についてはスタッフ職とするなど、より医師としての専門性を発揮できる環境を整え、保健・福祉の各分野が連携して、市民の健康づくりを一層推進していく。

①子どもはぐくみ室

- 子どもに関する業務を一元的に所管することで、これまで複数の窓口で対応していた子どもに関する相談に対してワンストップで対応し、連携した支援を実施する。
- 子育て支援に関する施策の案内や専門機関等へのつなぎ等を的確に対応できる職員（子育て支援コンシェルジュ機能を担える職員）を育成し、子育てに関する総合案内機能を持つ窓口として位置付ける。
- 幼稚園等の情報を市民により適切かつ効果的に提供できるよう、関係部局との連携を深める。
- 育児支援家庭訪問事業等、今回の再編で窓口が一本化される事業や、貧困家庭の子ども等に対する新たな取組など、事業の充実や連携について、引き続き検討する。

②障害保健福祉課…障害児も含めて所管する。

- 障害（身体、知的、精神）に関する業務に難病も含め、かつ障害児と障害者との区別なく一元的に所管することで、重複して障害がある方の相談や、子どもから大人まで切れ目のない支援をワンストップで対応し、連携した支援を実施する。
- 子どもはぐくみ室と近接するレイアウトにする等、連携の工夫を行い、障害児に対して子ども施策と連携した一連の窓口対応や、一体的な支援を行うことができるようにする。

③健康長寿推進課

- 地域包括ケアの推進を図るため、地域コミュニティと協働し、地域住民や関係団体等が協力して、地域社会の課題解決や在宅医療と介護の連携等の健康づくりに取り組めるよう、地域支援の観点での業務を位置付け、地域支援の要として、地域福祉・地域保健を一体に、子ども・障害・高齢などの各部門や地域力推進室と横断的に連携を図りながら、「健康長寿のまち・京都」の取組を推進する。
- 現在の健康づくり推進課で実施している事業の一部を「健康長寿のまち・京都」の取組の推進に資する事業に再編して実施するとともに、制度の狭間や複合する支援課題に対応できるようにする。
- 平成29年度から実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を含めた、介護保険や高齢福祉等の高齢者に関する業務を所管し、「健康長寿のまち・京都」の取組を展開する窓口とする。

④生活福祉（生活保護等）課

- 現在、保護課と福祉介護課にまたがって所管している生活保護業務について、ケースワークと医療扶助の提供体制や債権管理等の事務を一元的に所管し、効率化を図りつつ、生活保護行政の適正化を一層推進する。

⑤保険年金課

- 平成30年度に国民健康保険の制度改正が予定されているため、同改正に併せて整理を行う。

⑥医療衛生部門…窓口の体制は係長級を基本に、兼職の活用により各区役所・支所との一体性を確保する。

- 現行の衛生課業務は、保健福祉局の所管とし、主に計画的かつ一体的に行う業務（「民泊」業者の指導等）及び危機管理業務（食中毒対応）を1箇所に集中化する。区役所・支所は、そのランチ機能を担い、全区役所・支所14箇所に窓口を設置し、市民からの相談にきめ細かく対応する。
- 同様に、現行の健康づくり推進課の管理担当及び成人・医療担当の業務は、事業の在り方や実施手法を見直したうえで、「子どもに関する業務」及び「健康長寿や高齢等に関する業務」を各部局へ移管し、残る業務（感染症対策等の危機管理業務等）は保健福祉局直轄で実施する。局直轄業務のうち、危機管理業務等を1箇所に集中し、市民の身近なところで行う必要がある業務（相談対応、感染症の初動対応等）は区役所・支所窓口で実施する。

案

市民に分かりやすく、より質の高いサービスを提供するために（区役所・支所）

※組織名称、ポスト、所管業務等は現時点の案であり、今後調整等の可能性があります。



医療衛生部門について

コンセプト

- ①急性感染症や食中毒対応などの危機管理業務について、重点的かつ柔軟に対応できる体制を構築する。
- ②「民泊」指導や医療監視、営業許可などの計画的・一体的に行う業務について、専門性を向上させ、効率的に行う体制を構築する。
- ③市民からの相談にきめ細かに対応するため、区役所・支所に窓口を確保し、兼職により区役所・支所との一体性を確保する。

※ 現行の健康づくり推進課の管理担当及び成人・医療担当の業務は、事業の在り方や実施手法を見直し（アウトリーチ化等）したうえで、「子どもに関する業務」及び「健康長寿に関する業務、高齢事業及びボランティア育成等」を各部門へ移管し、残る業務（危機管理業務（感染症対策）等）は保健福祉局直轄で実施する。

局直轄で実施する業務のうち、危機管理業務等を1箇所集中化し、市民の身近なところで行う必要がある業務（相談対応、感染症等危機管理業務の初動対応等）は区役所・支所に設置する窓口において実施する。

集中化部門の設置（1箇所）

主に計画的・一体的に行う業務（「民泊」指導等）及び危機管理業務を集中化

【主な業務】

- 健康づくり推進課業務（※管理担当，成人保健・医療担当）
 - ・急性感染症対応等
 - ・医療監視
- 衛生課業務
 - ・無許可営業等，違法な「民泊」の適正化に向けた指導
 - ・生活衛生関係営業施設の許可・届出及び監視・指導（旅館，公衆浴場，理容所・美容所等）
 - ・食品関係営業施設の許可・届出及び監視・指導
 - ・食中毒対応

区役所・支所窓口の設置（11箇所→14箇所）

市民の相談にきめ細かに対応するとともに，必要に応じて訪問活動を実施

【主な業務】

- 健康づくり推進課業務（※管理担当，成人保健・医療担当）
 - ・結核対策等感染症対策
 - ・医療に関する身近な相談
- 衛生課業務
 - ・相談・苦情対応及び緊急時の監視
 - ・簡易な申請・届出の受付
 - ・動物愛護の関連業務（犬猫の引取り等）